入所施設から地域生活への移行に関する成果目標の考え方

| | 国の基本指針 | 都の目標 |
|---|--|--|
| 第3期降電池計算 | 〇 3割以上が地域生活へ移行 | O <u>2.204人(3割)</u> が地域生活へ移行 ※ 平成17年10月以降の累計 |
| (基準時点) 平成17年10月1日 (終了時点) 平成26年度末 | 〇 施設入所者数を 1割 以上削減 | ○ 入所定員数が7.344人(基準時点)を超えない ・ 入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズ ・ 既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を都内施設で受け入れるために活用・都内の未設電地域において、地域生活支援型入所施設の整備を推進・ |
| | 国の基本指針 | 都の考え方(案) |
| 第4期 摩害福祉計画 (基準時点) 平成25年度末 (終了時点) 平成29年度末 | ○ 12%以上が地域生活へ移行 ※現行の障害福祉計画で定めている平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成で施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上とする。 ○ 施設入所者数を4%以上削減 | ○ 国の基本指針(平成25年度末から12%以上)に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて 設定する。 ○ 現行の障害福祉計画の未達成割合の見込み:約12% (油) 平成26年度移行者数を平成25年度と同数とした場合 対応する。 ○ 入所定員数が7.344人(第3期までの目標定員数)を超まえる必要がある。 ・ 入所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズを踏まえる必要がある。 ・ 及野がある。 ・ 人所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズを踏まえる必要がある。 ・ 現存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者を都内施設で受け入れるために活用する必要がある。 ・ 引き続き、都内の未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備を推進し、また、18歳以上の入所者に対応した、障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。 ・ 引き続き、本内の未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備を推進し、また、18歳以上の入所者に対応した、障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。 |
| ※ 対象となる入所施設 (| | 対象となる入所施設についての考え方は、現行の計画と変更なし(現行の計画の対象施設・長期の入所が常熊化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等(新 |

体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。))。

整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(旧指定施設等という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該 旧指定施設等に引き続き入所しているものの数は除く。 *



推進協議会 第2回専門部会 H26.8.26 資料4

地域生活支援型入所施設について

| | 〇 真に必要と認められるもの |
|----------|--|
| 基本指針 | 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけ 2 居宅生活支援サービスの機能 入所者の地域生活移行に向けて積極的な施設運営 3 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在 4 整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在 5 関係区市町村等において、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた整備 居宅サービスについても積極的取組 |
| | 〇 都内における未設置地域 |
| | 〇 日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先 |
| | 〇 改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設への転換を図る整備を優先 |
| | (障害者(児)施設整備基本指針) |
| | 〇 全室個室またはユニット(小規模生活単位)型 |
| | 〇 以下の条件を1つ以上 |
| 脚 | 1 施設外に日中活動の場を確保2 日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設3 地域の障害者に対する24時間相談を実施4 ショートステイを併設5 グループホーム整備、バックアップに関する計画 |
| | (第3期東京都障害福祉計画) |

